

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

連鎖販売管理法

わが国は連鎖販売事業が盛んであり、そのうえ近年では連鎖販売事業に関するトラブルが多発している。そのため、健全な連鎖販売取引秩序や連鎖販売業者権益の保護及び連鎖販売管理規則を構築するため、元来ある「連鎖販売管理方法」の規定を「法令」レベルへ上げた。「連鎖販売管理法」（以下「本法」という）は、2014年1月29日総統より公布、2014年1月31日施行。また、今後公正取引法における連鎖販売に関する規定には適用しない。

名詞定義

1. 連鎖販売：本法は連鎖販売の適用範囲を拡張するため、連鎖販売業者が「一定の対価を給付」を制限の範囲としない。連鎖販売業者により他人の参加を紹介し、連鎖販売組織を構成し商品・サービスの推進、販売などの経営方式はすべて該当する。（本法第3条）
2. 連鎖販売事業：実務上連鎖販売事業の形態は益々多様且つ複雑化になり、本法は連鎖販売を統括的に計画・実施する会社、事業、団体又は個人などはすべて該当する。また、近年では多くの人々が海外の連鎖販売事業に参加し、財務上重大な損失を受け、賠償を求めるのに困難となる案件が増加している。よって、本法は「外国の連鎖販売事業の代理業者又は前述事業の連鎖販売計画又は組織を導入又は実施する第三者を連鎖販売事業と看做す。」という規定を増加した。（本法第4条）
3. 連鎖販売業者：本法は連鎖販売業者の権益を保護するため、下記の行為によるコミッション、奨励金又はその他経済利益者は、すべて該当する。
 - (1) 商品・サービスの推進、販売
 - (2) 他人の参加を紹介させなければならない
 - (3) 紹介された参加者が商品・サービスの推進、販売、若しくは他人の参加を紹介させること
 - (4) 一定の条件を達成した後、初めて商品・サービスを販売、推進、及び他人の参加を紹介する資格を取得することを連鎖販売事業と約定した場合（本法第5条）

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

連鎖販売事業の申告

連鎖販売事業は連鎖販売の開始、停止、又は申告内容に変更があるとき、公正取引委員会に申告又は変更申告を行う。申告すべき事項は、下記の通り：(本法第6条～第9条)

1. 連鎖販売事業の基本事項及び営業所：事業名称に変更がある場合、変更発効後15日以内に申告しなければならない。
2. 連鎖販売制度及び連鎖販売業者の参加条件：連鎖販売制度は連鎖販売計画、コミッション、奨励金及びその他経済利益給付の内容、条件、並びにその合計が営業収入に占める最大割合を含む。(計算説明を含む)
3. 参加契約の内容
4. 商品又はサービス項目、価格及び出先：商品資料、輸入申告書、その他関係主管機関による審査登記許可、サービス提供する連鎖販売業者はその契約内容を添付しなければならない
5. 商品又はサービスを買戻すときの価値減損規定、その計算方法、基準及び理由
6. その他法律に基づき、取得した主管機関による許可証明及びその他主管機関が指定した事項

本法規定の「申告」とは、履行すべき法定義務に過ぎないが、連鎖販売事業のすべての行為が合法であるとは意味するのではない。法律に違反して申告を提出しなかった場合、期限を定めて改善を命じるほか、新台幣ドル10万元以上500万元以下の罰金を課することができる。(本法第32条)

連鎖販売行為の実施規範

1. 事前告知義務
連鎖販売事業は連鎖販売業者が計画に参加する前、連鎖販売事業及び連鎖販売業者自身の権利義務を事実通りに告知しなければならない。隠蔽、虚偽不実又は誤認させる表示をしてはならない。広告又はその其他方式で連鎖販売業者を募集するとき、連鎖販売行為の従事を明示しなければならない。社員の募集又はその他名目で行ってはならない。また、成功事例を以って募集する際、事例の事実通りに説明しなければならない。(本法第10条から第12条)
2. 参加契約内容の制定

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

連鎖販売事業が連鎖販売業者に対し告知義務をさせ、双方の権益関係を明確的なものにするため、連鎖販売事業は、連鎖販売関係法律、商品・サービス関係事項、脱退条件及び派生義務、契約の解除、終止又は延長、返品又は商品の買戻し処理、契約事由及びその他連鎖販売業者が負う義務及び負担等の事項を参加契約に記載するほか、連鎖販売業者と書面契約を締結して契約正本を交付するものとする。(本法律第 13 条から第 15 条)

3. 連鎖販売業者の資格制限

連鎖販売事業は無能力者を連鎖販売業者として応募してはならない。また、制限行為能力者を連鎖販売業者として応募する場合、事前に制限行為能力者の法定代理人の書面許可を取得するほか、それを参加契約に添付するものとする。(本法第 16 条)

4. 財務諸表の揭示義務

連鎖販売事業は毎年 5 月にて上半期の財務諸表を主要営業務諸表、届けなければ成らない。例えば、資本金が会社法第 20 条で定められた規定額(現行規定は新台幣ドル 3000 万元以上)に達し、若しく主管機関の規定額以上に達した場合、その財務諸表は会計士により査定を受けなければならない。(本法第 17 条)

5. 収入源制限

連鎖販売事業は、他人の参加を紹介することを主な収入源にしてはならない。(本法第 18 条)

6. 連鎖販売行為の制限

連鎖販売事業の受取額がコストと明らかに対当しない費用、不当な保証金、違約金又はその他費用の納付、明らかに一般人が短期間で完売できない商品数を要求、またはその他連鎖販売業者に不当な購入行為を要求し、不当な連鎖販売行為に通じて不法利益を取得することを防止するため、特別に本条文で明記(本法律第 19 条)

7. 罰則

(1) 前述第 1、2、4、6 項を違反した場合、新台幣ドル 5 万元以上 100 万元以下の罰金を課することができる。期限を経過して、尚も行為の停止、改正又は必要な更正措置をしない場合、行為の停止、改正又は必要な更正措置を行うまで、新台幣ドル 10 万元以上 200 万元以下の罰金を連続して課することができる。(本法第 34 条)

(2) 前述第 3 項を違反した場合、新台幣ドル 10 万元以上 200 万元以下の罰金を課することができる。(本法第 33 条)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (3) 前述第 5 項を違反した場合、行為者は法人の代表者、代理人、被雇用者又はその他従業員であるとき、7 年以下の有期懲役を処するほか、新台幣ドル 1 億元以下の罰金を併課することができる。また、主管機関はそれに対して、解散、営業休止又は 6 ヶ月以下の営業停止を命じることができる。前述の処罰について、その他法律にてより厳しい処罰がある場合、かかる法律に従うものとする。(本法第 29 条から第 31 条)

契約解除又は終止権の行使

1. 契約の締結から 30 日以内に脱退する場合
連鎖販売業者は連鎖販売事業に参加後、自身の適任又は引続き参加することを再判断する機会を与えるため、連鎖販売業者に「契約の締結から 30 日間」の猶予期間を与え、かかる期間内に契約を解除又は終止することができる。この場合、連鎖販売事業者は返品を受理するほか、元価格で該返品を買戻すものとする。(本法第 20 条)
2. 契約の締結から 30 日を経過した後に脱退する場合
連鎖販売業者は猶予期間が経過しても、尚も随時に書面方式で契約の終止のほか、返品を要求することができる。連鎖販売事業者は契約の終止発効後 30 日以内に元価格の 90% で連鎖販売業者が所持する商品を買戻すものとする。但し、連鎖販売事業者が負担する返品費用を軽減するため、連鎖販売業者が所持する商品は受領してから 6 ヶ月を経過した場合、返品を要求してはならない。(本法第 21 条)
3. 連鎖販売業者の権利行使の妨害禁止
連鎖販売業者は契約を解除又は終止しようとするとき、連鎖販売事業は契約の解除又は終止によって生じた損害について、連鎖販売業者に対して損害賠償金又は違約金を請求してはならず、若しくは不当な方法で権利の行使を妨害、コミッション、奨励金又はその他経済利益を差引いてはならない。仮に、連鎖販売商品は第三者により提供されるものである場合、連鎖販売事業者は商品の買戻し、又は返品を受理するとき、連鎖販売業者は連鎖販売業者が契約の解除又は終止によって第三者に生じた損害賠償金又は違約金を負担するものとする。(本法第 22 条、第 23 条)
4. サービスは商品の関係規定に準用
前述の商品の返品、買戻しに関する規定は、サービスにおいて準用するものとする。但し、サービスを提供するものは「商品を受領してすでに 6 ヶ月以上を経過し、返品は連鎖販売事業に対して公平ではない」という事情

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

がないため、この規定に適用しない。(本法第 24 条)

5. 罰則

前述第 1 項から第 3 項規定を違反した場合、新台幣ドル 10 万元以上 500 万元以下の罰金を課することができる。期限を経過して、尚も行為の停止、改正又は必要な更正措置をしない場合、行為の停止、改正又は必要な更正措置を行うまで新台幣ドル 20 万元以上 1000 万元以下の罰金を連続して課することができる。違法事情が重大である場合、解散、営業休止又は 6 ヶ月以下の営業停止を命じることができる。(本法第 32 条)

その他規定

1. 業務検査

連鎖販売事業は月毎に中華民国国内の組織発展、商品・サービス販売、報奨金給付及び返品処理などの状況を記載するほか、主管機関の審査に提供するためにかかる資料を主な営業所に備え置きする。主管機関は随時連鎖販売事業者に対して、人員を派遣して検査を行い、若しくは期限を定め規定の内容及び方式で連鎖販売事業の発展状況資料の提供を命じることができる。また、調査により取得した証拠にできるものを差押さえることができる。(本法第 25 条から第 28 条)

前述規定を違反した場合、新台幣ドル 5 万元以上 100 万元以下の罰金を課することができる。期限を経過して、尚も行為の停止、改正又は必要な更正措置をしない場合、行為の停止、改正又は必要な更正措置を行うまで新台幣ドル 10 万元以上 200 万元以下の罰金を連続して課することができる。(本法第 34 条)

2. 過渡期条項

(1) 申告の提出、修正

本法律施行する前に申告を完成していない連鎖販売業務である場合、本法が施行して 3 ヶ月以内 (2014 年 4 月 30 日) に第 6 条規定に基づき公正取引委員会に申告を提出するものとする。本法施行前にすでに申告し、申告した資料に変更がある場合、本法が施行されて 2 ヶ月以内 (2014 年 3 月 30 日) に資料の補正を行わなければならない。(本法第 36 条、第 37 条)

(2) 参加契約の修正

本法施行する前にすでに申告を完成した連鎖販売事業である場合、本法が施行されて 3 ヶ月以内 (2014 年 4 月 30 日) に法律改正に合わせて元連

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

鎖販売業者と書面の参加契約を締結し、書面方式で契約の変更又は増減箇所を通知するほか、各営業所にて公告するものとする。連鎖販売業者は一定期間内に異議を提出しない場合、同意したと看做す。(本法第 37 条)

3. 連鎖販売保護機構

公正取引委員会は申告済の連鎖販売事業に対して、一定の財産を無償提供し、保護機構を設立して、申告済の連鎖販売事業と業者の権益保障及び紛争処理業務を行うよう指定するものとする。また、当該機構により仲裁役を担当し、双方間の紛争を調停する。機構の運営を維持するため、保護基金及び年間費用を納付したものが初めて保護期間に対して保護を請求することができる。(本法律第 38 条)

結論

これまで、連鎖販売に関する管理規定は公正取引法に定めているものの、公正取引法は競争の制限及び不公平な競争を規範する法律であるため、管制法律の性質と異なるものであり、故に今回は連鎖販売の管理について専門の法律を制定した。公正取引委員会の資料によると、現在、台湾には 400 軒の申告済連鎖販売事業が存在し、連鎖販売業者の人数もすでに 300 万人を超えている。そのため、連鎖販売事業への管制を強化するほか、連鎖販売業者の保護に関する規定も重点である。公正取引委員会によると、連鎖販売管理法はすでに発効し、これに基づき、連鎖販売保護機構の成立によって不法連鎖販売事業の被害者、連鎖販売業者権益保護の手助けになるよう期待している。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。